

## 75歳以上 (※) で医療保険料の均等割9割軽減の皆様へ

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

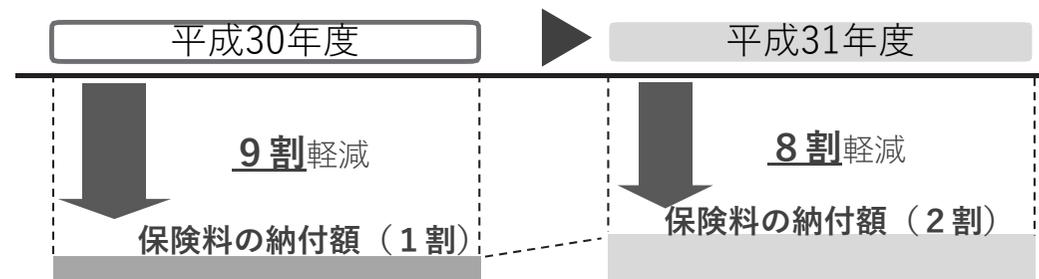
高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、今年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。なお、詳細な軽減内容は、下記のとおりです。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額	軽減後割合	軽減後保険料年額
第1段階	世帯全員が住民税非課税 ●老齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得額+課税年金収入額が80万円以下の方	×0.45	36,600円	×0.3	21,900円
第2段階		×0.75	54,900円	×0.5	36,600円
第3段階		×0.75	54,900円	×0.7	51,200円

所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

(例) 年金収入80万円以下の方



- ▷ 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。
- ▷ 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振込みます。
- ▷ 医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

<問い合わせ先>

- 介護保険について……………広野町役場 健康福祉課 (0240-27-2113)
- 後期高齢者医療制度について…福島県後期高齢者医療広域連合(024-528-9025)
- 年金生活者支援給付金について…ねんきんダイヤル (0570-05-1165)